

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等質問に対する回答(2月15日公表)

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
1	要求水準	4	第1	5	(5)	事業スケジュール	実施方針等 質問・意見に対する回答のNo.24にて、「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」業務対価は、火葬場施設整備とは別に支払われること及び、同No.44にて「歩廊や既存施設の一部は先行解体可能」との回答があったことによる質問です。） 「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」は、既存施設及び新斎苑における火葬業務に影響がないことを条件に、貴市予定期間(令和6年7月～12月)に限らず、事業者の提案により実施可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	「既存施設の解体撤去及び駐車場等整備」は、令和6年12月中に完了できるのであれば、時期は提案可能です。
2	要求水準 【修正版】	23	第2	6	(4)	燃料保管設備	燃料に都市ガスを使用する場合について質問です。災害に対する強靱性が担保できる場合は、3日分の燃料を備蓄する必要はないと理解して宜いでしょうか。(都市ガスの代替燃料としてLPG等を使用する場合、バルクタンクや気化装置等の付帯設備が必要となり事業費増大(失格の可能性)の要因となってしまいます。また、ガスボンベを設置する場合でも、保管場所、保管方法方等の様々な制約があり、現実的な災害対策とはならないため確認しております)	燃料の供給途絶に備え、3日分の燃料を備蓄してください。
3	参加資格審査様式集	3	第1	1	(1)	様式によるもの	3)参加資格審査添付書類チェックリストについてP9参-様式3(別紙1)内の「すべての設計企業」の②「伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者であることを証する書類」とは具体的にどのような書類を指しますか。また証明書を発行する機関が分かればご教示頂けますようお願い申し上げます。	市のHPでご確認ください。
4	提案審査様式集 エクセル	様式2-2 様式2-6				サービス購入料A-1 サービス購入料B-1	サービス購入料A-1の内訳表は、貴市から実際にサービス購入料A-1を受け取る年度に記載すればよろしいでしょうか。サービス購入料B-1も同様です。	費用の発生する年度に記載をお願いします。
5	提案審査様式集 エクセル	様式2-2 様式2-6				SPC開業関連経費	施設整備業務及び既存施設解体・跡地整備業務で共通して発生するSPC開業関連経費等は、施設整備業務の対価にまとめて計上することよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6	提案審査様式集 エクセル	様式5-2-3				資金収支計画	DSCR等の指標は、小数点第2位未満切り捨てで記載すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	提案審査様式集 ワード	14				様式・共通	提案書の「余白」については、ご指定の枚数に収まる限り、自由に調整できる(広げてよい)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
8	提案審査様式集 ワード	1	第1	1	⑥	全般	「補足資料」は、関心表明書や意見書・合意書を指し、例えば補足資料で構成企業・協力企業の実績一覧表の記載や本事業の業務実施体制図を記載する等、実質的に提案内容となる記載は評価の対象とされないことを確認させてください。	補足資料は関心表明等を想定しており、評価の対象となりえます。実績一覧表の提出は提案審査では求めておらず、また、実施体制図は指定の様式に記入してください。
9	支払方法 説明書	2	第2	1	(1)	サービス購入料B	サービス購入料A-2及びB-2の割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、施設の引渡年度に(サービス購入料A-1、B-1の支払時期に合わせて)一括して支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 ※割賦元金に係る消費税及び地方消費税に関して、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借り入れる必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないため、サービス購入料A-2、B-2では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生します。	お見込みの通りです。
10	モニタリング 減額方法説明書	2	第1	2		モニタリングと減額対象となるサービス	支払区分「サービス購入料A・B」における「減額措置」の項目に「支払いを留保する場合がある」と記載がございます。 かかる留保は、一時支払い分に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。割賦料分については、債権が確定しているにも関わらず支払が留保された場合、返済計画に支障が生じる場合がございます。	サービス購入料A、B、C-1に関して、要求水準未達の場合に支払を留保する場合があるので、要求水準を満たすようにしてください。

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
11	基本協定書						基本協定書については、リーガルチェック中とのことですが、公表されましたら、別途質問を受け付けて頂きますようお願い致します。	基本協定書(案)、特定事業契約書(案)を1月25日に公表しており、また質問の機会も設けました。
12	協定書案	-	-	-	-	要望	2022年1月21日正午の時点で基本協定書(案)が公表されておらず、内容を精査することができませんでした。基本協定書(案)公表から受付期限まで十分な期間を設けたうえで、基本協定書(案)に関する質問の機会を頂けませんでしょうか。	基本協定書(案)、特定事業契約書(案)を1月25日に公表しており、また質問の機会も設けました。
13	基本協定書(案)	1	第3条	第2項		SPCの設立	定款には「会社法第107条第2項第1号で規定する事項を…定め」とありますが、譲渡制限株式会社とするには同号イに関する事項のみを定款に規定すれば足りるとの理解です。同号ロの「みなし承認」に関する事項については、定款に規定しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
14	基本協定書(案)	2	第5条	第2項		業務の委託・請負	本項の主語は「構成企業」となっておりますが、「構成企業及び協力企業」ではないでしょうか。基本協定書(案)第6条第3項において、「協力企業」とは「SPCから直接、本事業にかかる業務を受託し又は請け負う構成企業以外の者をいう」と定義されており、この定義に従うと、本項の主体に協力企業も含ませるべきと考えます。	協定書は、市と構成企業の間で締結しますので、主語を「構成企業は」、としています。
15	基本協定書(案)	2	第5条	第3項	前段	業務の委託・請負	本項の主語は「構成企業」となっておりますが、「構成企業及び協力企業」ではないでしょうか。基本協定書(案)第6条第3項において、「協力企業」とは「SPCから直接、本事業にかかる業務を受託し又は請け負う構成企業以外の者をいう」と定義されており、この定義に従うと、本項の主体に協力企業も含ませるべきと考えます。	協定書は、市と構成企業の間で締結しますので、主語を「構成企業は」、としています。
16	基本協定書(案)	3	第5条	第3項	後段	業務の委託・請負	「また、～」以降の文言は削除されるという理解でよろしいでしょうか。構成企業から協力企業に対して業務を再委託若しくは下請けに出すという内容になっております。募集要項(令和4年1月17日修正版)14頁 3)では「協力企業」とは「SPCに出資せず、SPCから直接、PFI事業に係る業務を受託または請け負者をいい、構成企業や協力企業から、間接的にPFI事業に係る業務を受託または請け負うことを予定している者は含まない」と定義されておりますので「また～」以降の文言と矛盾していると思慮いたします。	第5条3項の後段の文言を調整します。
17	基本協定書(案)	3	第6条	第3項	柱書	特定事業契約	本項が想定する期間は、基本協定書の締結から特定事業契約の仮契約の締結時までという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	特定事業契約書(案)	-	-	-	-	要望	2022年1月21日正午の時点で事業契約書(案)が公表されておらず、内容を精査することができませんでした。事業契約書(案)公表から受付期限まで十分な期間を設けたうえで、事業契約書(案)に関する質問の機会を頂けませんでしょうか。	基本協定書(案)、特定事業契約書(案)を1月25日に公表しており、また質問の機会も設けました。
19	特定事業契約書(案)					所有権移転時の証明書発行について	事業契約書(案)が1月20日時点で拝見できないため、一般的に契約書案に対して想定している項目を質問をさせていただきます。事業者は、目的物引渡書等を市に提出することで、市は本件施設の所有権を取得すると思われますが、事業者から貴市への引渡しを証する証明書を発行いただくことは可能でしょうか。また、その場合、証明書はいつ頃、事業者へ交付可能でしょうか。(事業者へ完工引渡し後に金融機関が融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	契約書案等公表済みですので、回答は作成していません。

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
20	特定事業契約書 (案)					出来形について	事業契約書(案)が1月20日時点で拝見できないため、一般的に契約書案に対して想定している項目を質問をさせていただきます。 建設期間中、本事業契約が解除された際、本件施設の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分を事業者から買い受けるとの趣旨の記載が一般的にはあると思いますが、この出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	契約書案等公表済みですので、回答は作成していません。
21	特定事業契約書 (案)					市による増加費用や負担について	事業契約書(案)が1月20日時点で拝見できないため、一般的に契約書案に対して想定している項目を質問をさせていただきます。 市による増加費用および損害の負担が生じる場合において、その増加費用や負担には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	契約書案等公表済みですので、回答は作成していません。
22	特定事業契約書 (案)					貴市による本契約の終了	事業契約書(案)が1月20日時点で拝見できないため、一般的に契約書案に対して想定している項目を質問をさせていただきます。 基本協定書に独占禁止法による事業者の違約金の支払が明記されていた場合、違約金支払いの当事者にSPCは含まれず、代表企業、構成企業及び協力企業が支払いを負担するとの認識でよろしいでしょうか。もし、基本協定書における事業者の定義にSPCが含まれる場合は、定義から外していただけますでしょうか。 ※円滑な事業運営・継続のため、談合に関するリスクをSPCに負担させることは回避した方がよいとの考えが質問の背景です。	契約書案等公表済みですので、回答は作成していません。
23	特定事業契約書 (案)						事業契約書については、リーガルチェック中とのことですが、公表されましたら、別途質問を受け付けて頂きますようお願い致します。	基本協定書(案)、特定事業契約書(案)を1月25日に公表しており、また質問の機会も設けました。
24	特定事業契約書 (案)	1	前文				議会の議決にかかる文言として、いわゆるPFI法の第9条を引用しておりますが、これは改正前の条文であり、現在は第12条が該当しますので、ご修正頂きますようお願い申し上げます(修正箇所を赤字にした修正版の公表をお願いします)。	ご指摘の通りですので、第12条に修正します。
25	特定事業契約書 (案)	1	前文				議決対象の条文に地方自治法第244条の2第6項がないことから、指定管理の指定は事業契約の議決とは同時期に行われないとの理解でよろしいでしょうか。 万が一、事業契約が議決されたあと、指定管理の指定の議決が否決された場合、SPCが被る損害等については貴市にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業では、指定管理指定を行いませんので、関係箇所の文言を調整の上修正します。
26	契約書案	5	13条	2		各種調査	貴市が提供した事業用地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合に貴市が負担する増加費用又は損害には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
27	契約書案	5	13条	3		各種調査	貴市が負担する増加費用又は損害には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
28	契約書案	5	13条	5	(1)	各種調査	貴市が負担する増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いないでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
29	特定事業契約書(案)	6	第3章	第2節	第15条3	本施設等の設計	提出した基本設計図書にかかる貴市からの通知は、書面での交付をお願いできますでしょうか。	通知は書面にて行う想定です。詳細は、事業開始時に事務取扱を市とSPCとの間で確認します。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等質問に対する回答(2月15日公表)

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
30	特定事業契約書(案)	7	第3章	第2節	第15条9(1)	本施設等の設計	貴市にご負担を頂く、本施設等の設計に遅延したことに伴い生ずる設計に係る増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
31	契約書案	7	15条	9	(1)	本施設等の設計	貴市が負担する増加費用又は損害には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
32	特定事業契約書(案)	9	第3章	第3節	第21条4(1)	建設工事	貴市にご負担を頂く、本施設等の工事に遅延したことに伴い生ずる建設や改修に係る増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
33	契約書案	9	21条	4	(1)	建設工事	貴市が負担する増加費用又は損害には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
34	契約書案	11	第3章	第3節	27条	事業用地の管理	「建設機械器具等必要な設備の盗難～事業者がこれを負担する」とありますが、事業者が帰責性の認められる範囲で増加費用を負担するという認識でよろしいでしょうか。	当該増加費用又は損害は、事業者により負担いただきます。ただし、法令の変更又は不可抗力により発生した費用又は損害の取扱い、別途の定めに従うこととなります。
35	契約書案	12	第3章	第3節	28条	近隣対策	近隣対策の結果、事業者が生じた費用及び損害は事業者が負担することとなっておりますが、これは事業者の帰責性が認められる範囲で負担するという認識でよろしいでしょうか。	別段の定めがない限り、事業者により負担いただきます。
36	特定事業契約書(案)	12	第30条	第1項		備品等整備業務	備品をリース方式で調達する場合の使用者名義は、事業者と理解すればよろしいでしょうか。	備品をリース方式で調達する場合の使用者名義は、事業者と想定しておりますが、具体的な取り決めは事業開始時に確認します。
37	特定事業契約書(案)	12	第30条	第1項		備品等整備業務	備品をリース方式で調達し、事業期間終了時においてリース契約を終了した後の貴市でのリース契約の取扱いを確認させてください。	最後のリース期間は事業期間終了時までとし、事業期間終了後の市への円滑な引継ぎが要求水準を満たす状態でなされるように配慮してリース条件等を設定してください。
38	特定事業契約書(案)	12	第30条	第1項		備品等整備業務	備品の交換・更新の際もリース契約は認められると理解すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
39	特定事業契約書(案)	14	第3章	第6節	第32条3	工事の中止等	貴市にご負担を頂く、工事の中止等に伴い事業者が生じた合理的な費用又は損害には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用も含まれ得るとの認識です。
40	特定事業契約書(案)	17	第38条	第2項		事業者による本施設の引渡し	「本施設等(本駐車場等を除く。)の引渡しを行う。」となっておりますが、「本駐車場等の引き渡しを行う。」の誤記であることを確認させてください(修正箇所を赤字にした修正版の公表をお願いします)。	ご指摘の通りですので、修正します。
41	特定事業契約書(案)	19	第43条	第8項 第9項		事業者による維持管理業務及び運営業務の実施体制の整備	第8項及び第9項に定められる常任委員会及び議会運営委員会、特別委員会、監査委員会への参考人として出頭する際の費用は、実費弁償として貴市から事業者へ支給されると理解すればよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
42	特定事業契約書(案)	20	第45条	第5項		工事完成確認ほか	維持管理業務及び運営業務遂行の稼働準備にあたって必要となる維持管理費、運営費及び光熱水費は、事業者の負担とする必要がありますが、開業準備業務にかかる対価(サービス購入料C)と理解すればよろしいでしょうか。	引き渡し後の開業準備期間中の維持管理費、運営費及び光熱水費は、市が負担しますので、引渡し前に発生する費用に関する記述と理解ください。適切なワーディングについて検討します。

伊賀市新斎苑整備運営事業 募集要項等質問に対する回答(2月15日公表)

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
43	特定事業契約書 (案)	20	第46条	第1項		維持管理業務及び運 営業務計画書の作成・ 提出	維持管理業務及び運営業務に係る年間業務計画書の提出が、「本施設引渡 予定日の属する事業年度及びその翌事業年度」分は、本施設引渡予定日の 【6箇月前まで】となっております。 募集要項等公表資料における事業スケジュール(事業者に要求されている実 施スケジュール)より、維持管理業務・運営業務の開始前に、3箇月間の開業 準備業務期間が設けられておりますことから、「及び」ではなく「又は」の誤記で あることを確認させてください(修正箇所を赤字にした修正版の公表をお願い します)。	ご指摘の通りですので、修正します。
44	特定事業契約書 (案)	20	第46条	第1項		維持管理業務及び運 営業務計画書の作成・ 提出	維持管理業務及び運営業務に係る年間業務計画書の提出時期が、対象事業 年度開始日の【6箇月前まで】となっておりますが、実態に合致した実効性のある 計画とするためには、前年度の実績等を反映させる必要があるため、【2箇月 前まで】の提出へ修正願います。	維持管理業務及び運営業務に係る年間業務計画書の 提出時期を、対象事業年度開始日の【2箇月前まで】に 変更します。
45	特定事業契約書 (案)	21	第47条			指定管理者としての指 定	事業年度ごとに貴市が作成される年度別協定書(別紙10)の内容が公表され ていませんが、配置する業務従事者数や維持管理における実施回数等、費用 に直接影響する部分が含まれると想定しますので、現時点での貴市が考える 協定内容をおし頂けますようお願い致します。	後日、別紙10を追加公表します。
46	特定事業契約 書(案)	22	第5章	第1節	第51条3(1)	維持管理業務及び運 営業務の実施	貴市にご負担を頂く、貴市の責めに帰すべき事由により、維持管理業務及 び運営業務に係る増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用 (ブレークファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょ うか。	市が合理的に負担すべき費用があった場合、金融費用 も含まれ得るとの認識です。
47	特定事業契約書 (案)	22	第51条	第3項		維持管理業務及び運 営業務の実施	要求水準書に記載される1日最大受付6件(平常時)以上の火葬を貴市から要 請された場合の維持管理業務及び運営業務に要する費用の増加分は、貴市 が負担されると理解すればよろしいでしょうか。	災害時等に通常の受け入れ件数を超えて火葬を行った 場合、合理的な範囲内で市が費用を負担します。
48	特定事業契約書 (案)	24	第55条			本施設等に係る光熱 水費の負担	光熱水費の契約は事業者が供給業者と締結するとの記載がありますが、1月17 日公表質問に対する回答書No.2にて、光熱水費は、「市の名義で加入、事業 者から必要額を市に送金し、市が支払うことを想定」との回答があるため、市が 光熱水費の供給業者と契約を締結する誤記であることを確認させてください (修正箇所を赤字にした修正版の公表をお願いします)。	ご指摘の通りですので、修正します。
49	特定事業契約書 (案)	25	第59条	第1項	(2)	収納代行	徴収した使用料金の金融機関への納入に係る振込み手数料等は、貴市が負 担されると理解すればよろしいでしょうか。	市発行の納付書で市に納めていただければ、手数料は かかりません。
50	特定事業契約書 (案)	26	第63条	第2項		施設整備業務に係る 対価の変更、減額及 び支払の留保	本項では「モニタリング実施計画書」に基づきモニタリングを行った結果、施設 整備業務に要求水準未達がある場合の支払留保が規定されておりますが、第 46条第3項や別紙1の定義によると「モニタリング実施計画書」は維持管理・運 営業務のみを対象としております。 本項では「モニタリング実施計画書」に基づくのではなく「モニタリング減額方法 説明書(令和4年1月11日公表)4頁・第2モニタリングの方法・ 1～3(設計～ 引渡しまでのモニタリング方法)の記載に基づくという理解でよろしいでしょ うか。 また、維持管理・運営業務の要求水準未達は、施設整備の対価の支払に影響 を与えないことを確認させてください。	「モニタリング実施計画書」は、維持管理・運営業務以外 の業務も対象としますので、別紙1の定義を修正いたしま す。また、第46条第3項の「モニタリング実施計画書」に関 する記述は、混同を避けるため、第4項に移すとともに、 条のタイトルも変更します。 維持管理・運営業務の要求水準未達は施設整備の対価 の支払いに影響を与えません。

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
51	特定事業契約書 (案)	26	第64条	第2項		開業準備業務に係る 対価の支払	本項では「モニタリング実施計画書」に基づきモニタリングを行った結果、開業準備業務に要求水準未達がある場合の支払留保が規定されておりますが、第46条第3項や別紙1の定義によると「モニタリング実施計画書」は維持管理・運営業務のみを対象としております。 本項では「モニタリング実施計画書」に基づくのではなく「モニタリング減額方法説明書(令和4年1月11日公表)4頁・第2モニタリングの方法・4(本施設供用開始前のモニタリング方法)の記載に基づくという理解でよろしいでしょうか。 また、維持管理・運営業務の要求水準未達は、開業準備業務の対価の支払に影響を与えないことを確認させてください。	「モニタリング実施計画書」は、維持管理・運営業務以外の業務も対象としますので、別紙1の定義を修正いたします。また、第46条第3項の「モニタリング実施計画書」に関する記述は、混同を避けるため、第4項に移すとともに、条のタイトルも変更します。 維持管理・運営業務の要求水準未達は開業準備業務の対価の支払いに影響を与えません。
52	特定事業契約書 (案)	30	第68条	第4項		本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「出来形」には、工事費以外に、設計費、工事監理費、SPC経費、建中金利、資金調達費用等の出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してもよろしいでしょうか。 本事業はPFI方式において行われており、SPCを会社として維持管理運営しつつ、プロジェクトファイナンスによる資金調達があって初めて「出来形」を形成することが可能となっております。 なお、同様の規定がある第69条第2項、第70条第3項及び第71条第3項の規定についても、上記と同様の解釈になるとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。第69条第2項、第70条第3項及び第71条第3項の規定についても同様です。
53	特定事業契約書 (案)	30	第68条	第4項		本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	「出来形」を買い受ける「…ことができる」とありますが、買い受けを行わない合理的な理由がない限り、貴市は買い受けを行うと理解してよろしいでしょうか。	出来高のうちどの範囲を買い受けるかは、市において判断します。
54	契約書案	30	第7章	第2節	68条	引渡前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	本条第5項の「市が本施設等の出来形部分を買収しない場合」とは、事業者側に重大な過失が認められる場合を想定されているとの認識でよろしいでしょうか。	引渡前に事業者の責めに帰すべき事由による契約解除が発生した場合、買い受けを行うかどうかは、市が個別に判断します。
55	契約書案	30	68条	4		出来形について	貴市が買い受ける出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。
56	特定事業契約書(案)	30	第7章	第2節	第68条4	本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市よりお支払いを頂く本施設等の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。
57	特定事業契約書(案)	30	第7章	第2節	第69条2	本指定の発行前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	貴市よりお支払いを頂く本施設等の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。
58	契約書案	30	69条	2		出来形について	貴市が買い受ける出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。
59	契約書案	30	第7章	第2節	70条	引渡し前の法令変更による契約解除	貴市が本事業契約履行のために過大な費用を要すると判断した場合には事業者への通知により契約解除ができることとなっておりますが、事業者側の逸失利益について、協議次第では貴市に請求できるとの認識でよろしいでしょうか。	逸失利益に対する請求には応じられません。
60	契約書案	31	70条	2		出来形について	貴市が買い受ける出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
61	契約書案	31	71条	2		出来形について	貴市が買い受ける出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	サービス購入費ABに含まれる費用は出来高に含まれます。
62	契約書案	32	第7章	第3節	72条	違約金	第2項第1項により本指定が取り消された場合、年間のサービス購入料C-1、C-2、Dの合計額の100分の15を違約金とするとありますが、過去の同種の案件においては多くの案件で100分の10とされておりました。本事業についても同様に100分の10として再考いただけないでしょうか。	100分の10に変更します。
63	特定事業契約書(案)	33	第7章	第3節	第73条3	本施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し	貴市にご負担頂く、本施設の引渡し後の貴市の責めに帰すべき事由による解除に伴い生ずる事業者が被った損害及び増加費用には、ブレイクファレンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
64	契約書案	33	第7章	第3節	74条	引渡後の法令変更による契約解除	貴市が本事業契約履行のために過大な費用を要すると判断した場合には事業者への通知により契約解除ができることとなっておりますが、事業者側の逸失利益について、協議次第では貴市に請求できるとの認識でよろしいでしょうか。	逸失利益に対する請求には応じられません。
65	特定事業契約書(案)	34	第79条	第1項第2項		モニタリング及び要求水準書未達に関する手続	「モニタリング実施計画書」の規定に基づき「本事業に係る各業務」のモニタリングを行うとあり、施設整備業務及び開業準備業務が含まれておりますが、別紙1の定義によるとモニタリング実施計画書は維持管理・運営業務を対象としており、第46条第3項では「モニタリング実施計画書」の作成は供用開始の1か月前となっております。 施設整備業務及び開業準備業務のモニタリング方法は、「モニタリング減額方法説明書(令和4年1月11日公表)4頁・第2モニタリングの方法・1～4に基づくという理解でよろしいでしょうか。	「モニタリング実施計画書」は、維持管理・運営業務以外の業務も対象としますので、別紙1の定義を修正いたします。また、第46条第3項の「モニタリング実施計画書」に関する記述は、混同を避けるため、第4項に移すとともに、条のタイトルも変更します。 維持管理・運営業務の要求水準未達は開業準備業務の対価の支払いに影響を与えません。
66	特定事業契約書(案)	36	第81条	第1項第2項		契約保証金	契約保証金の対象額に「消費税及び地方消費税相当額」が含まれておりませんが、含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
67	特定事業契約書(案)	36	第81条	第3項		契約保証金	本施設引渡予定日の延長が事業者の責に帰すべき事由でなかった場合の履行保険契約の有効期限の延長に係る費用は、貴市が負担されると理解すればよろしいでしょうか。	リスク分担に応じて判断します。
68	特定事業契約書(案)	36	第91条			財務諸表の提出	事業者には、大会社に準じた公認会計士の監査が求められておりますが、以下の理由から外部の独立監査人(公認会計士又は監査法人)による計算書類の監査でもよいとの理解でよろしいでしょうか。 ①PFI事業のSPCは、不特定多数の株主及び債権者が存在する会社法上の大会社と同様の経営規模・体制になることは想定されません。 ②本項の目的は、計算書類の公正確性を担保する点にあり、外部の独立監査人による監査でも、その目的を十分に達成することができます。 ③SPCに大会社を想定した法定監査に対応する場合には、事業規模に不相応なコスト負担が生じ、事業費を圧迫いたします。 ④他のPFI事業においても外部の独立監査人による計算書類の監査で足りています。	外部の独立監査人(公認会計士又は監査法人)による計算書類でもよいとします。これに合わせ契約書案を修正します。
69	特定事業契約書(案)		別紙1			経過利息(A) 経過利息(B)	経過利息の算定始期となる「履行日」とは、本特定事業契約の締結に対する市議会での議決日ではなく、工事着工日との理解でよろしいでしょうか。	履行日とは、市が債務を履行しなければならない日をいいます。

回答 時No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	市回答
70	特定事業契約書 (案)		別紙9				第1条では、SPCが市に対して負う「本施設等」と「施設内に設置された機器」の全ての契約適合責任について、工事請負人等が連帯保証することになっております。 以下の理由から、①構成企業及び協力企業に限定すること、②各担当施工範囲に限定する修正を賜りますようお願い申し上げます。 ①構成企業及び協力企業への限定 第25条第3項では「工事請負人等」には、下請け企業も含まれる定義となっており、これに従うと、下請け企業も本事業の施設整備業務全てについて連帯保証をすることになります。 下請け企業の活用は構成企業及び協力企業の責任で行われますので、構成企業及び協力企業が保証書を提出すれば足りると思慮致します。また、下請け企業の数はかなり多くなり、かつ市内の小規模業者が対象になると考えられますので、全ての下請け企業に連帯保証書に押印させるのは現実的ではないと思慮致します。 ②担当施工範囲に限定する修正 現在の保証書の場合、例えば、塗装の仕上げ業者が躯体工事の契約不適合についても連帯保証をすることになり、担当業務範囲を大きく越え、施工能力及び建設業の許可の観点から履行の追完が不可能かつ、金銭的にも過大な負担を強いることとなります。業務範囲を大きく超えた連帯保証となると会社として承認できない企業が大多数となり、本事業への参画そのものに支障をきたします。	工事請負人等の保証範囲を限定する方向で別紙9を調整します。
71	契約書案		別紙13	1		法令変更等による増加費用および損害の負担割合	法令の変更により生じた合理的な増加費用及び損害であって、(1)(2)に該当し貴市が負担する増加費用および損害には、合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	お見込みの通りです。
72	1月17日公表 質問に対する 回答書	1	No.2			維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価	維持管理業務に係る光熱水費は、「事業者から必要額を市に送金し、市が支払うことを想定」との回答がありますが、維持管理業務に係る光熱水費の支払い原資はサービス購入料D2であるため、四半期ごとに市からまとめて請求されとの理解でよろしいでしょうか。 四半期ごとの請求でない場合(市からの入金前での支払を求められる場合)、銀行によるウォーターフォール管理規定によって、先行して支払うことが認められない可能性がございます。 また、開業準備に係る光熱水費も同様に開業準備期間終了後に一括で市から請求があるとの理解です。	実務の取り扱いについては事業実施時に協議しますが、事業者にも、光熱水費の請求がある都度期日までに支払っていただく想定です。